

広島県告示第六百二二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和二年五月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

借借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	住 所	借借権の設定等を受ける土地 所 在	面積（㎡）
株式会社トペコおぼら	安芸高田市	安芸高田市甲田町上小原字 建石三四二番三	一、五一〇
株式会社トペコおぼら	安芸高田市	安芸高田市甲田町上小原字 信清三二三番一ほか一筆	三、一三五
有限会社援農甲立ファーム	安芸高田市	安芸高田市甲田町高田原字 宮藩九五二番一ほか三一筆	四二、三六五
有限会社援農甲立ファーム	安芸高田市	安芸高田市甲田町下甲立字 長田一三四五番五	一、五七〇
株式会社ハラダファーム本多	安芸高田市	安芸高田市甲田町浅塚字浜 田三七三番ほか一筆	四、九四七
糶場 淳也	安芸高田市	安芸高田市甲田町下小原字 国実一一三〇五番一ほか一筆	二、一七一
朝原 篤	安芸高田市	安芸高田市高宮町来女木字 向原二二四三番ほか二筆	七、〇三二
小笠原 日丸	安芸高田市	安芸高田市高宮町来女木字 向原二二三九番ほか二筆	五、八一〇
有間 孝次	安芸高田市	安芸高田市高宮町原田字金 ヶ峠九九九番一ほか八筆	一一、二三二
山本 克則	安芸高田市	安芸高田市高宮町原田字榎 細三七七三番一ほか一七筆	一八、二五七
加古山 和幸	安芸高田市	安芸高田市高宮町原田字上 城一九一八番一ほか八筆	一一、三二六
市尻 浩二	安芸高田市	安芸高田市高宮町原田字後 勘久一九四一番一ほか四筆	一〇、七五五
中土居 博臣	安芸高田市	安芸高田市高宮町来女木字 向原二二〇五番	八三三
舛岡 康浩	安芸高田市	安芸高田市高宮町原田字山 田四二九一番ほか一筆	三、六一二
株式会社雄飛会	安芸高田市	安芸高田市高宮町羽佐竹字 前側一三三五番一ほか一筆	六、五三五
レインボーファーム神石高原株式会社	神石郡神石高原町	神石郡神石高原町小野字南 郷一七六一番ほか七筆	二二、二四四

二 認可年月日

令和二年五月二十七日